

令和6年第12回奥出雲町教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年12月16日（月）
開 会 15時00分
閉 会 16時19分
場 所 横田庁舎 3階 大会議室
出席委員 福田教育長職務代理者 松崎教育委員 小林教育委員

委員会事務局 高尾課長、江角課長代理、藤原指導主事

教育長

○教育長諸般の報告

・11月11日 第2回自治会町会連合会

現在、1地区を除いた9地区すべてに教育後援会が設置されていますが、年会費や対象としている教育機関が異なっています。小学校の再編に合わせ、今後の教育後援会のあり方について、各自治会連合会、後援会、学校関係などの関係者の皆様に協議を進めているところです。

・11月13日 第3回市町村教育会議・学力育成会議

平成18年から毎年行われていた県の学力調査が令和7年度から廃止になり、それ以降は、希望する学校を対象にたつじんテストを実施すると県から説明を受けています。このたつじんテストは、県学力調査とは異なり、県と市町村が費用を折半する形になり、対象者は、小学2年生から中学3年生までの児童生徒になります。島根県では、1学期にこのテストを実施する計画になっており、現在、奥出雲町では、対象者全員が受験する前提で予算要求をしています。

また、県議会で正式決定していませんが、県の事業として各小学校に算数リーダーを配置し、県教育委員会の指導の下、それぞれの学校で評価問題を作成し、子ども達の学力育成、教員の授業作りや授業改善の見直しを図るという話を聞いています。

・11月16日 八川小学校150周年記念式典

学習発表のほか、教育委員会職員の山本由佳理さんを含めた3名の卒業生がスピーチをされ、盛大な記念式典となりました。

・11月17日 閉校記念「高尾っ子祭り」

全校児童3名と地区の皆様が体育館に集まり、高尾っ子祭りが開催されました。閉校記念にふさわしい祭りとなりました。

・11月28日～29日 たたら体験学習

今年初めて総括指導をされる堀尾村下さんと町内の小学6年生83名、そして、各学校の校長先生、教頭先生、担任の先生方にご協力いただき実施することができました。小学校統合により教職員の人数が減ってしまうため、今後の操業について古藤校長先生を中心に教育委員会も一緒になりながら考えていきたいと考えています。

○12月5日～6日 12月議会定例会 一般質問要旨

・将来的な児童生徒の減少を見越した義務教育の進め方を検討するための委員会の設置について

現在、小学校再編を進めているため、すぐ委員会を設置することは難しいが、再編後、2年程度経ち、落ち着いたころには検証していく必要があると答弁しました。

・不登校児童生徒を対象とした「学びの多様化学校」の設置について

岐阜県北方町のように、不登校児童生徒一人ひとりに合わせた学習を提供する学びの多様化学校を開校したらどうかという質問でしたが、良いところを学びながら奥出雲町に合うような形で進めていきたいと答弁しました。また、併せて、おんせんキャンパスやかたくりの現状について答弁しました。

・統合小学校区内の児童同士の交流について

再編統合に伴い、多くの地区の児童はバス通学になりますが、遠距離通学費補助金の対象範囲を小学生にも拡充するように検討していると話をしました。また、統合後スムーズに子ども達同士が馴染めるように現在、仁多地域、横田地域ともに交流する機会を設けていると答弁しました。

・不登校の原因および、奥出雲町内の不登校児童生徒への対応

過去の調査結果より無気力、起床ができない、不眠などが原因であると回答し、そのような原因に対して学校やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどが電話や家庭訪問、面談、相談などの対応をしていると説明をしました。合わせて、他の児童生徒と接触したくない児童生徒に対しては、放課後に個別学習をおこなっていると答弁しました。

・各地区の伝統行事の伝承に対しての学校側の配慮について

教育委員会に対してもそのような要望がありましたので、事例を上げながら説明をしました。

参加者3名

※開会宣言 教育委員の出席者数を確認し、会議の成立を宣言

	※会議録署名委員 福田委員 議案第 8 号 奥出雲町いじめ防止基本方針の改訂について ※資料により説明
事務局	先月、配布した資料について質疑などがありましたらお願いいたします。
福田委員	この改定で大きく変わった点は、重大事態に対してどの機関が調査主体になるかということが明記された点だと思います。先日、県立高校のいじめ問題について、調査主体が学校だと甘いのではないかという話がありました。見極めが非常に難しいですが、内容に応じて教育委員会が調査主体になる必要があると思います。 この改訂にあたり、人権教育が学校教育の起点になるということを改めて認識して欲しいと思います。私個人としては、この内容でいいと思います。
松崎委員	いじめ問題対策連絡協議会に仮称とついていますが、前回のいじめ防止基本方針でも仮称となっていました。これには理由があるのでしょうか。
事務局	各市町村で任意の名称を付けることができるため、あえて仮称としていますが、仮称を外しても問題はないかと思います。
松崎委員	このいじめ問題対策連絡協議会という組織は、どのような機能をしているのでしょうか。いじめを未然に防ぐための組織なのでしょうか、それとも、起きてしまったいじめに対して審議を行う組織なのでしょうか。
事務局	その両方を兼ねる部分もあろうかと思います。第 2 章の 1 の (1) には、様々な機関、役職の方を記載していますが、第三者委員会を立ち上げるにあたり、中立性や公平性の確保のため、いじめの起きた学校に直接かかわる機関や役職の方は外すようにと法でも明記してあるため、ここに記載されている全ての機関、役職の方を招くわけではありません。 現在、この協議会を招集して何かをおこなったという実績はありませんが、今後、顔合わせを含めて、何かしらの連絡会が必要ではないかと感じているところです。
松崎委員	いじめが起きた際の対応が個々の教員によって異なっている点が課題だと思っています。各学校にもこのような協議会を設置し、同一の対応が受けられるようにして欲しいと思います。
小林委員	第 1 章の 3 の (2) にいじめの早期発見とありますが、小学校再編に伴い、1 人の教員が受け持つ児童の数が増えるため、複数の教職員の目で確認するという方法も必要なのではないかと思います。また、外部通報のための機関を複数設けた方が子ども達や保護者の方も通報しやすいのではないかと思います。

事務局	教員 1 人に係る負担が重くなるのは、ご指摘の通りだと思います。 外部通報のための機関ですが、内容によっては、即時警察に通報していただく場合がありますし、こども家庭支援課に相談していただく場合もあろうかと思います。また、学校教育範疇におけるいじめ問題は、最終的に教育委員会が集約機関になるため、何かあった場合、もしもしにゃんこなどの相談窓口からこちらに連絡が入るようになっていきます。
小林委員	重大事態の内容によって学校と教育委員会、いずれが調査主体になるか区分されていますが、重大事態の場合、全て教育委員会が調査主体になった方がいいのではないのでしょうか。
事務局	基本的に、いじめ法第 28 条第 1 項第 1 号（生命、心身又は財産に（対する）重大な被害）については、教育委員会が調査の主体になることが多くなると思います。学校が調査の主体になりますと、被害児童生徒、加害児童生徒、双方に関わる教職員の負担が大きくなることに加え、中立性や公平性、客観性のある調査という点においては、教育委員会が主体になった方が良いと捉えています。しかし、いじめ法第 28 条第 1 項第 2 号（相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態）では、文科省からも原則、学校主体で調査をおこなうようにと明記されています。
小林委員	未然防止の観点から児童生徒、それから教職員が人権について研修を重ねていく必要があると記載してありますが、各種団体や地域の皆様にもそのような研修を受けて欲しいと思います。各種団体や地域の皆様への研修は公民館が担っているため、方法や教材があれば教えていただけないのでしょうか。
事務局	分かりました。後日、社会教育のスタッフを交えて相談をさせていただきたいと思います。
教育長	現在、担任の教員だけではなく、管理職や養護教諭なども児童生徒に異変を感じた際、話を聞くなどの対応をとる体制を取っています。 このいじめ防止基本方針について、この方向で進めてもよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり）
教育長	それではこの方向で進めさせていただきます。 ○報告事項 ・令和 6 年度補正予算（12 月補正）について ※資料により説明

事務局	物価高騰および、人件費の上昇により、各施設の光熱水費、警備委託料などが増加した関係で要望を出しています。 ・10-3-1 中学校管理費 1,008 千円 消防設備点検で不備が指摘されたため、横田中学校の防火シャッターなどの修繕費用です。 10-3-3 中学校施設整備費 26,461 千円 仁多中学校の技術室が空調整備箇所から漏れていたため、その分の増額と、キュービクルの増設費用の増額です。現在、文科省から前倒しの補助金の要望があり、申請をしています。見込みですが、それが2月中旬に交付決定される予定のため、2月初めに入札をおこない、交付決定後、すぐに議会承認を受け、3月から工事に着手し、暑くなる7月までには工事を完了できればと考えています。 ・奥出雲町文化・スポーツに係る全国大会等出場激励金交付要綱の一部改正について ※資料により説明
事務局	これは、町の交付要綱ですので、報告という形になります。 ・交付対象者 以前は、対象を町内に住所を有し、かつ、町内に所在する学校、企業、団体に所属する者としていたため、学業のために町外の学校に所属する児童生徒は交付の対象外でしたが、改正後は、そのような児童生徒に対しても奨励金を交付できるようになります。 ・交付対象の大会 島根県を代表して出場する全国大規模の大会であって、国又は都道府県が主催、共催又は後援する大会としていましたが、国、都道府県又は公益財団法人等の文化・スポーツ団体とすることで交付対象を広げました。 ○その他連絡事項 ・後期学校訪問について
小林委員	後期学校訪問と学校評価委員会というのは、別の組織が主催しているのですか。内容が似ているため、一緒に開催できると負担が減っていいのではないのでしょうか。
事務局	後期学校訪問は町の教育委員会が主催しています。おそらく、各学校の評価委員会とは別物だとおもわれます。 ・来月の教育委員会定例会開催日について
事務局	来月は、町長から総合教育会議をしたいと依頼が来ているため、総合教育会議の前段のところで開催をさせていただきたいと考えています。1月23日木曜日でいかがでし

事務局

ようか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。改めてご案内をさせていただきます。

< 次回定例会は1月23日(木)午後 15時00分から(予定) >

会 議 録 署 名

署名委員

稲 田 充 雄

教育長

川 本 健 二